

伊豆漁業協同組合定款

目 次

第1章	総 則 (第1条～第7条)
第2章	組合員 (第8条～第17条)
第3章	出資、経費分担及び積立金 (第18条～第28条)
第4章	役職員 (第29条～第37条)
第5章	総 会 (第38条～第47条)
第5章の2	総会の部会 (第47条の2)
第5章の3	総代会 (第48条～第50条)
第6章	理事会 (第51条～第55条)
第7章	業務の執行及び会計 (第56条～第60条の2)
第8章	剰余金の処分及び損失の処理 (第61条～第63条)
第9章	決 算 (第64条～第65条)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この組合は、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能率を上げ、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。

(事 業)

第2条 この組合は、組合員のために次の事業を行う。

- (1) 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
- (2) 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
- (3) 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- (4) 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置
- (5) 組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売
- (6) 漁場の利用に関する事業
- (7) つり堀事業の経営
- (8) ダイビングサービス事業の経営
- (9) 船だまり、船揚場、漁礁その他組合員の漁業に必要な設備の設置
- (10) 組合員の遭難防止又は遭難救済に関する事業
- (11) 組合員の共済に関する事業
- (12) 組合員の福利厚生に関する事業
- (13) 組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育及び組合員に対する一般的情報の提供
- (14) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- (15) 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合が行う共済のあっせん
- (16) てんぐさ漁業、あわび漁業、さざえ漁業、はまぐり漁業、とこぶし漁業、わかめ漁業、うに漁業、定置漁業、かん水養殖漁業又は蓄養殖漁業の経営
- (17) この組合の有する団体漁業権及び入漁権の管理

- (18) 漁船損害等補償法第113条第1項及び第2項並びに第3項（同法第121条、第126条及び第126条の6において準用する場合を含む。）に掲げる事業
- (19) 漁業信用基金協会の委託を受けてするその事務
- (20) 漁業共済組合の委託を受けてするその事務
- (21) 漁業用海岸局の開設維持及び運営
- (22) 前各号の事業に附帯する事業

(名 称)

第3条 この組合は、伊豆漁業協同組合という。

(地 区)

第4条 この組合の地区は、静岡県東伊豆町、河津町、下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、伊豆市一円の区域とする。

(事務所)

第5条 この組合は、主たる事務所を静岡県下田市に置き、従たる事務所を東伊豆町稲取、南伊豆町手石、松崎町雲見、西伊豆町仁科、西伊豆町田子、西伊豆町安良里及び伊豆市土肥に置く。

(公告の方法)

第6条 この組合の公告は、水産業協同組合法（以下「法」という。）又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされている場合を除き、この組合の掲示場に掲示し、かつ、静岡新聞に掲載してこれをする。

2 この組合が、この組合の掲示場に掲示して公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をするものとする。

(1) 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告

当該期間を経過する日

(2) 前号に掲げる公告以外の公告

当該公告の開始後1月を経過する日

(組合員に対する通知又は催告)

第6条の2 この組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその組合員の住所に、その組合員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあててこれをする。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

(規 約)

第7条 この定款に定めるもののほか、業務の執行、会計その他必要な事項は、総会の決議を経て規約で定める。

第2章 組合員

(組合員の資格)

第8条 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。

- (1) この組合の地区内に住所を有し、かつ、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民
 - (2) この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合
 - (3) この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人（漁業協同組合及び漁業生産組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が1,500トン以下であるもの
- 2 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。
- (1) この組合の地区内に住所を有する漁民で、前項第1号に掲げる者以外のもの
 - (2) この組合の地区内に住所を有しない漁民で、その営み又は従事する漁業の根拠地がこの組合の地区内にあるもの
 - (3) 前項第1号又は前2号の規定による組合員と世帯を同じくするもの
 - (4) この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人（前項に掲げる者を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるもの
 - (5) この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人又は常時使用する従業者の数が300人以下の法人であって、水産加工業を営むもの
 - (6) 水産業協同組合法施行令第11条に規定する個人
 - (7) この組合の地区内に住所又は事業場を有する遊漁船業を営む者であって、その常時使用する従業者の数が50人以下であるもの
 - (8) この組合の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合
- 3 次に掲げる者は、この組合の准組合員として加入することができる。ただし、この准組合員は、第2条第1項第21号に規定する漁業用無線事業以外の事業の利用については、組合員及び他の組合の組合員以外のものとみなす。
- (1) 前2項に規定する法人以外の法人であって、船舶局を有する漁船を使用して漁業を営むもの
 - (2) 船舶局を有する漁船を使用して漁業を営む者をもって主として構成される社団
 - (3) 組合の地区内に住所を有しない漁民であって、船舶局を有する漁船を使用して漁業を営むもの

（組合員の資格の審査）

- 第8条の2** この組合は、現に組合員である者及び次条第1項の規定により組合員になろうとする者（以下「組合員等」という。）について、年1回以上、前条に規定する組合員の資格（以下「組合員資格」という。）の審査を行うものとする。
- 2 この組合に、組合員資格の審査を適正に行うため、組合員資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を置く。
 - 3 組合員等の組合員資格の有無は、理事会においてこれを決する。この場合には、当該理事会は前項の資格審査委員会の意見を聴かなければならない。
 - 4 前項の理事会が開催されるまでの間は、資格審査委員会の審査の判定を理事会の決定とみなす。
 - 5 前各項に規定するもののほか、組合員資格の審査の方法に関する事項は、附属書組合員資格審査規程の定めるところによる。

（加 入）

- 第9条** この組合の組合員になろうとする者は、氏名又は名称、住所又は事業場の所在地及

び引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。ただし、法人の場合にあつては、定款、最近作成された貸借対照表及び次の事項を記載した書面を添付しなければならない。また第8条第3項に規定する組合員になろうとするものは、船舶局を有する漁船の所有隻数、船名、トン数、漁業の種類及び無線施設の種別を明らかにした書面を提出しなければならない。

(1) 加入についての総会の議事録等その法人の加入の意思を証する書面

(2) 事業の概要

(3) 役員の名及び住所

- 2 この組合は、前項の加入申込書を受け、これを承諾しようとするときは、その旨を申込者に通知し出資の払込みをさせた後、組合員名簿に記載し、又は記録するものとする。
- 3 申込者は、前項の規定による出資の払込みをすることによって組合員となるものとする。
- 4 出資口数を増加しようとする組合員については、第1項本文及び第2項の規定を準用する。

(暴力団員等の排除)

第9条の2 前条の規定にかかわらず、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）又は暴力団員等がその事業を支配する者は、この組合に加入することができない。

- 2 前条第1項の加入申込書には、前項に規定する者に該当しないことの表明及び将来にわたっても当該者に該当しないことの確約を記載した書面を添付しなければならない。

(持分の譲渡)

第10条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

- 2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、第9条第1項及び第2項の規定を準用する。ただし、同条第2項の出資の払込みは、不要とする。

(資格喪失等の届出)

第11条 組合員がその資格を失い、又はその資格に変動があつたときは、直ちにその旨を組合に届け出なければならない。

(相続による加入)

第12条 組合員の相続人で、その組合員の死亡により持分の払戻請求権の全部を取得した者が、直ちに組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、その相続人は被相続人の持分を取得したものとみなす。

- 2 前項の規定により加入の申込みをしようとするときは、当該持分の払戻請求権の全部を取得したことを証する書面を提出しなければならない。

(加入の承諾及び持分譲渡の承認の停止)

第13条 この組合は、前条の加入の場合を除き、総会招集又は総代の選挙の通知を發した日から総会又は総代の選挙の投票の終了する日までの間は、加入の承諾及び持分譲渡の

承認をしないものとする。

(脱 退)

第 14 条 組合員は、いつでも、その持分の全部を譲渡することによって脱退することができる。この場合において、その持分を譲り受ける者がいないときは、当該組合員はこの組合に対しその持分を譲り受けるべきことを請求することができる。

2 前項の規定に基づく請求があったときは、この組合はその請求の日から60日を経過した日以後に到来する事業年度末においてその持分を譲り受けるものとする。この場合、その譲受けの価格は、第16条第1項の規定に従って算定した払い戻すべき持分相当額とする。

3 この組合が前項の規定により組合員の持分を譲り受ける場合には、第10条の規定は適用しない。

4 この組合は、第2項の規定に基づき組合員の持分を取得したときは、速やかに当該持分を他の組合員又は新たにこの組合に加入しようとする者に譲渡するものとする。この場合において、当該持分の譲渡を受ける者がいないときは、この組合が当該持分を譲り受けた日から起算して2年間を経過する日の属する事業年度末において当該持分に係る出資額を減ずることにより、当該持分を消却するものとする。

5 第16条第2項の規定は、第2項の場合に準用する。

6 組合員は、第1項の規定による持分全部の譲渡によるほか、次の事由によって脱退する。

(1) 組合員たる資格の喪失

(2) 死亡又は解散

(3) 除名

(除 名)

第 15 条 組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって除名することができる。この場合には、総会の日から1週間前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) この組合の事業を1年間全く利用しないとき

(2) 第18条及び第19条の規定による出資の払込み、賦課金の納入その他この組合に対する義務の履行を怠ったとき

(3) この組合の事業を妨げる行為をしたとき（暴力団員等、暴力団員等がその事業を支配する者及び暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある当該組合員が、この組合又は他の組合員に損害を与え、又は損害を与えるおそれのある行為をしたときを含む。前号又は次号の規定に該当する場合を除く。）

(4) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款、行使規則（漁業権行使規則及び入漁権行使規則をいう。以下同じ。）若しくは規約に違反し、その他組合の信用を著しく失わせるような行為をしたとき

(5) 第9条の2第2項の表明又は確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき

2 除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって、その旨を当該組合員に通知しなければならない。

(持分の払戻し)

第 16 条 第14条第6項各号の規定により組合員が脱退した場合には、脱退した事業年度末

において、第27条第1項第1号の規定により算出した持分を払い戻すものとする。ただし、除名によって脱退した場合には、同号の規定により算出した持分の半額を払い戻すものとする。

- 2 組合員たる資格の喪失又は死亡によって脱退した場合には、前項の規定にかかわらず、第27条第1項第1号及び第2号の規定により算出した持分の合計額を払い戻すものとする。
- 3 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、組合は前2項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない理由があると認められるときは、理事会の承認を得てその出資口数を減少することができる。

- 2 組合員がその出資口数を減少した場合には、前条第1項本文の規定を準用する。

第3章 出資、経費分担及び積立金

(出資義務)

第18条 組合員は、出資1口以上を持たなければならない。ただし、600,000口を超えることができない。

- 2 第8条第3項に規定する組合員は、前項の規定にかかわらず、その出資口数は、1口を超えることはできない。

(出資1口の金額及び払込方法)

第19条 出資1口のコ額は、金500円とし、全額一時払込みとする。

- 2 組合員は、前項の規定による出資の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

(経費の賦課)

第20条 この組合は、第2条第1号、第2号、第6号、第9号、第10号、第12号から第15号まで、第17号、第18号及び第21号の事業並びにこれらの事業に附帯する事業の経費に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

- 2 組合員は、前項の経費の支払いについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。
- 3 第1項の賦課金の額、徴収時期及び徴収方法は、総会でこれを定める。
- 4 既に徴収した賦課金は、これを返還しないものとする。

(過怠金)

第21条 この組合は、組合員が出資の払込み又は賦課金の納付をその期限までに履行しないときは、滞納金額につき、払込み又は納付の期日の翌日から年14.6パーセントの割合で、過怠金を徴収することができる。

- 2 この組合は、行使規則に違反した組合員があるときは、当該規則の定めるところにより過怠金を徴収することができるものとする。

(職員退職給付引当金)

第 22 条 この組合は、従業員給与規程で定めるところにより、毎年職員退職給付引当金を引き当てるものとする。

2 従業員給与規程は、理事会の決議によって定める。

(遭難救助引当金)

第 23 条 この組合は、遭難救助規程の定めるところにより、毎年遭難救助引当金を引き当てるものとする。

2 遭難救助規程は、総会の決議を経て定める。

(法定準備金)

第 24 条 この組合は、出資総額の 2 倍に相当する額に達するまでは、毎事業年度の剰余金(繰越欠損がある場合には、これを填補した残額。次条、第 26 条及び第 61 条において同じ。)の 5 分の 1 に相当する金額以上の金額を利益準備金として積み立てるものとする。

2 減資差益及び合併差益は、資本準備金として積み立てるものとする。ただし、合併差益のうち合併により消滅した組合の利益準備金その他当該組合が合併直前において留保していた利益の額については、資本準備金に繰り入れないことができる。

(教育情報繰越金)

第 25 条 この組合は、第 2 条第 2 号及び第 13 号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の 20 分の 1 に相当する金額以上の金額を教育情報事業資金として翌事業年度に繰り越すものとする。

(特別積立金)

第 26 条 この組合は、毎事業年度の剰余金から任意積立金として特別積立金を積み立てることができる。

2 特別積立金は、損失の填補又はこの組合の事業の改善発達のための支出に充てるものとする。ただし、総会の決議により臨時の支出に充てることができる。

(持分の算定)

第 27 条 この組合の財産についての組合員の持分は、次の標準によりこれを定める。

(1) 払い込んだ出資の総額に相当する財産については、各組合員の払い込んだ出資額とする。ただし、その脱退した事業年度末時点の貸借対照表に計上された資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額とする。

(2) 特別準備金の額に相当する財産については、特別準備金として積み立てた漁業権証券の金額に対し各組合員の取得した持分の額とする。ただし、特別準備金が減少したときは、特別準備金に相当する額の財産についての各組合員の持分に応じて減額した額とする。

(3) その他の財産については、この組合の解散の場合に限って算定するものとし、その算定の方法は、総会でこれを定める。

2 持分を算定するに当たり、計算の基礎となる金額で 1 円未満のものは、これを切り捨てるものとする。

(漁業用無線事業)

第 28 条 漁業用無線事業については、本章及び第 7 章の規定にかかわらず、その経理は、漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律第 3 条の規定に従い他の経理と区別してこれを行い、その通常経費は同法第 4 条の規定にしたがって造成し、その剰余金は同法第 7 条の規定により翌年度に繰越すものとする。

第 4 章 役職員

(役員の数)

第 29 条 この組合に、役員として理事 17 人及び監事 4 人を置く。

- 2 理事のうち 1 人以上は、常勤とする。
- 3 役員は、この組合の業務を的確、公正かつ、効率的に遂行できる知識及び経験を有しかつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

(役員の資格)

第 29 条の 2 次の各号に掲げる者は、役員となることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 法人
- (3) 精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (4) 法第 34 条の 4 第 1 項第 3 号に定める者
- (5) 前号に掲げる者以外の者であつて、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者は、この限りでない。
- (6) 法第 34 条の 4 第 1 項第 5 号に定める者
- (7) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(役員を選任)

第 30 条 役員は、正組合員が総会においてこれを選任する。

- 2 理事の定数の 3 分の 1 以下は正組合員（法人にあつては、その役員）以外の者から選任することができる。
- 3 監事は、総会において監事を選任につき意見を述べることができる。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、役員を選任は、附属書役員選任規程の定めるところによる。

(役員の改選請求)

第 30 条の 2 正組合員は、正組合員の 5 分の 1 以上の連署をもって、その代表者から役員改選を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約若しくは共済規程の違反を理由として請求する場合は、この限りでない。
- 3 第 1 項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してこれをしな

なければならない。

- 4 第1項の規定による請求があったときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。
- 5 第3項の規定による書面の提出があったときは、理事は、総会の日7日前までに、その請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 6 第1項の規定による請求につき第4項の総会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(組合長等)

第31条 理事のうち1人を組合長とし、理事会の決議により理事のうちから選任する。

- 2 組合長は、この組合を代表し、組合の業務を統括する。
- 3 専務理事1人を理事会の決議により、理事のうちから選任する。
- 4 専務理事は、組合長を補佐してこの組合の業務を処理し、組合長に事故あるときはその職務を代理する。

(監事の職務)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- 2 監事は、いつでも理事及び参事その他の使用人に対し事業の報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 理事は、この組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちにこれを監事に報告しなければならない。
- 4 監事は、理事が総会に提出しようとする議案及び書類を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会にその意見を報告しなければならない。
- 5 監事は、理事会に出席するものとする。この場合において必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 6 監事は、理事が不正の行為、この組合の目的の範囲内でない行為その他法令若しくは定款に違反する行為を行い、又は行うおそれがあると認めるときは、理事会にこれを報告しなければならない。
- 7 前項の場合において必要があるときは、監事は理事会の招集を請求することができる。
- 8 第51条第4項の規定は、前項の請求があった場合にこれを準用する。
- 9 理事は、監事の選任に関する議案を総会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。
- 10 監事は、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。
- 11 理事がこの組合の目的の範囲内でない行為その他法令又は定款に違反する行為を行い、これによりこの組合に著しい損害を生ずるおそれがある場合においては、監事は、理事に対しその行為をやめるべきことを請求することができる。
- 12 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(役員の実任)

第33条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、共済規程及び総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 役員がその任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 3 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったときは、その役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 4 理事が法第40条第1項又は第2項により作成すべきものに記載し、若しくは記録すべき重要な事項につき虚偽の記載若しくは記録をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたとき並びに監事が監査報告に記載し、若しくは記録すべき重要な事項につき虚偽の記載若しくは記録をしたときも前項と同様とする。ただし、理事又は監事がこれらの行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。
- 5 役員がこの組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(役員任期)

第34条 役員任期は、就任後3年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 補欠選任(定数の増加に伴う場合の補充選任を含む。)並びに法第42条及び法第124条第2項の規定による改選並びに法第125条の規定による決議の取消しによる選任によって選出された役員任期は、前項の規定にかかわらず退任した役員残任期間とする。
- 3 前項の規定による選任が、役員全員に係るときは、その任期は、前項の規定にかかわらず、就任後3年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。
- 4 役員数が、その定数を欠くに至った場合においては、任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。代表理事が欠けた場合又は代表理事の員数が欠けた場合についても、同様とする。

(役員退任)

第35条 役員は、その任期満了前に第29条の2各号に掲げる者に該当することとなったとき、又は理事に選出されたときに正組合員(法人にあっては、その役員。以下この条において同じ。)であった者がその地位を失ったときは、その事由が発生したときに退任する。ただし、理事に選出されたときに正組合員であった者が正組合員でなくなった場合に、正組合員以外の者が理事の定数の3分の1を超えない場合にあっては、この限りでない。

(参事及び会計主任)

第36条 この組合は、参事2人及び会計主任1人を置くことができる。

- 2 参事は、理事会の決定により、組合の事業に関する一切の業務を理事に代わって行う権限を有する。
- 3 会計主任は、この組合の財務及び会計に関する事務を処理し、財務及び会計に関する帳簿、証拠書類等の保管及び金銭の出納、保管の責めに任ずる。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第36条の2 理事は、定款、規約及び共済規程並びに漁業権行使規則、資源管理規程又は育成水面利用規則を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

- 2 理事は、総会及び理事会の議事録を10年間主たる事務所に、その謄本を5年間従たる事務所に備えて置かなければならない。
- 3 組合員及び組合の債権者は、この組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し前2項の書類の閲覧又は謄写若しくは謄抄本の交付（これらの書類が電磁的記録をもって作成されている場合を含む。）を求めることができる。ただし、理事会の議事録を請求する組合の債権者にあつては、法第39条第4項の規定により、裁判所の許可を得なければならぬ。
- 4 前項の場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。
- 5 組合員及び組合の債権者は、第1項に規定する書類（組合員名簿を除く。）の謄抄本の交付を請求するときは、この組合が別に定める費用を支払うものとする。

(連合会監査への協力)

第37条 理事は、全国漁業協同組合連合会から法第87条第8項の規定に基づいて行う監査の対象とする旨の通知を受けたときは、原則として、監査（同条第9項の規定に基づく措置を含む。）を受けるとし、その実施に当たっては、これに協力しなければならない。

- 2 理事又は監事は、この組合の業務又は会計の適正な運営に資するため必要があると認めるときは、全国漁業協同組合連合会に対し、その監査を受けたい旨を申し出ることができる。

第5章 総会

(総会の招集)

第38条 組合長は、理事会の決議を経て、毎事業年度1回3月に通常総会を招集する。

- 2 組合長は、次の場合に理事会の決議を経て、臨時総会を招集する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正組合員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して招集を請求したとき。
 - (3) 正組合員が、第30条の2第1項の規定により役員の変更を請求したとき。
- 3 前項第2号又は第3号の場合は、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。
- 4 監事は、理事の職務を行う者がいないとき、又は第2項第2号若しくは第3号の請求があった場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、総会を招集しなければならない。

(総会の招集手続)

第38条の2 総会を招集する場合には、理事会の決議により、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項があるときは、その事項

- (3) 前2号に掲げるもののほか、水産業協同組合法施行規則第163条各号に掲げる事項
- 2 総会を招集するには、組合長は、その総会の日1週間前までに、正組合員に対して書面をもってその通知を発しなければならない。
- 3 総会招集の通知に際しては、水産業協同組合法施行規則第164条から第176条までに定めるところにより、正組合員に対し、書面による議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び正組合員が議決権を行使するための書面を交付しなければならない。
- 4 通常総会の招集の通知に際しては、正組合員に対し、法第40条第7項に規定する決算関係書類を提供しなければならない。

(総会の決議事項)

第39条 法令又はこの定款で別に定めるもののほか、次の事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約、資源管理規程及び共済規程の設定、変更及び廃止
- (2の2) この組合の事業の運営に関する中長期計画の設定及び変更
- (3) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- (4) 毎事業年度内における借入金の最高限度
- (4の2) 理事及び監事の報酬
- (5) 毎事業年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、注記表及び事業報告
- (6) 事業の全部の譲渡、第2条第3号若しくは第5号の事業（これに附帯する事業を含む。）若しくは共済事業（同条第11号の事業（これに附帯する事業を含む。）をいう。以下同じ。）の全部若しくは一部の譲渡又は共済契約の全部若しくは一部の移転（その一部の移転にあつては、責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して移転するものに限る。）
- (6の2) 共済契約に係る法第17条の2に規定する契約条件の変更
- (7) 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更
- (8) 行使規則の制定、変更及び廃止
- (9) 漁業権又はこれに関する物権に関する不服申立て、訴訟の提起又は和解
- (10) 育成水面の設定、変更及び廃止
- (11) 育成水面利用規則の制定、変更及び廃止
- (12) 漁業協同組合連合会その他の団体の設立の発起人となり、それらの団体へ加入し、又はそれらの団体から脱退すること
- (13) この組合の事業を行うため必要がある場合において、会社の株式を取得し、又は団体（漁業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会、農林中央金庫、漁業信用基金協会及び漁業共済組合を除く。）に対して出資若しくは出えんをすること
- (14) 法第39条の6第4項の規定による責任の減免
- 2 前項第13号の株式の取得、出資又は出えんについては、この組合の事業運営に及ぼす影響が軽微なものと認められるものは、前項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。
- 3 共済規程の変更で次の各号に掲げる事項に係るものであるものについては、第1項第2号の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。
 - (1) 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないも

- のに限る。)に伴う規定の整理
- (2) 共済事業の実施方法に関する事項に係る技術的事項の設定又は変更
 - (3) 共済契約に関する事項又は共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項の設定又は変更

(総会の報告事項)

第 39 条の 2 次に掲げる事項は、総会にこれを報告しなければならない。

- (1) 行政庁による検査等を受けた場合における指摘内容及び当該指摘に対する改善措置の内容
- (2) 総会で決議した事項の処理状況
- (3) 前 2 号に定めるもののほか総会において必要と認めた事項

(総会の定足数)

第 40 条 総会は、正組合員の 2 分の 1 以上が出席しなければ議事を開いて決議することができない。この場合において、第 4 5 条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

- 2 前項に規定する正組合員の出席がないときは、組合長は、2 0 日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、第 3 0 条の 2 第 1 項の規定による役員の改選の請求、第 4 3 条に規定する事項及び役員の選任以外の事項については、正組合員の 4 分の 1 以上の出席をもって議事を開いて決議することができる。

(緊急議案)

第 41 条 総会では、第 3 8 条の 2 の規定によりあらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。ただし、第 3 0 条の 2 第 1 項の規定による役員の改選の請求、第 4 3 条に規定する事項及び役員の選任を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。

(総会における役員の説明義務)

第 41 条の 2 役員は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次の各号に定める場合にあっては、この限りでない。

- (1) 組合員が説明を求めた事項が総会の目的である事項に関しないものである場合
- (2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 組合員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（その組合員が総会の日より相当の期間前に説明を求める事項をこの組合に対して通知した場合及びその事項について役員が説明をするために必要な調査が著しく容易である場合を除く。）
- (4) 組合員が説明を求めた事項について説明をすることによりこの組合及びその他の者（その組合員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (5) 組合員がその総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求めた場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、組合員が説明を求めた事項について説明をすることができないことにつき正当な事由がある場合

(総会の決議方法及び議長)

第 42 条 総会の議事は、出席した正組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議長は、総会において出席した正組合員（法人にあっては、その役員。）の中から正組合員がその都度選任する。
- 3 議長は、正組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(総会の特別決議事項)

第 43 条 次の事項は、正組合員の 2 分の 1 以上が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議を必要とする。

- (1) 定款の変更
 - (2) 組合の解散又は合併
 - (3) 組合員の除名
 - (4) 事業の全部の譲渡、第 2 条第 3 号若しくは第 5 号の事業（これに附帯する事業を含む。）若しくは共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転
 - (5) 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更
 - (6) 行使規則の制定、変更又は廃止
 - (7) 法第 39 条の 6 第 4 項の規定による責任の減免
 - (8) 共済契約に係る法第 17 条の 2 に規定する契約条件の変更
- 2 前項第 2 号の組合の合併については、法第 69 条の 2 の規定に基づき合併を行う場合は、前項の規定にかかわらず、総会の決議を要しないこととすることができる。この場合において、この組合は、理事会において合併を決議し、法第 69 条の 2 第 3 項に規定する内容を公告し、又は組合員に通知するものとする。

(特別決議に関する特例)

- 第 43 条の 2** 第 39 条第 1 項第 6 号の 2 の決議又はこれとともに行う第 43 条第 1 項第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号に掲げる事項に係る決議は、第 40 条及び第 43 条の規定にかかわらず、出席した組合員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。
- 2 前項の規定により仮にした決議（以下この条において「仮決議」という。）があった場合には、組合員に対し、当該仮決議の趣旨を通知し、当該仮決議の日から 1 月以内に再度の総会を招集しなければならない。
 - 3 前項の総会において第 1 項に規定する多数をもって仮決議を承認した場合には、当該承認のあった時に、当該仮決議をした事項に係る決議があったものとみなす。

(総会の続行又は延期)

第 44 条 総会は、その決議によりこれを続行し、又は延期することができる。

- 2 前項の規定により続行され又は延期された総会には、第 38 条の 2 の規定は適用しない。

(書面又は代理人による決議)

第 45 条 正組合員は、第 38 条の 2 の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

- 2 前項の規定により書面をもって議決権を行おうとする正組合員は、あらかじめ通知の

あった事項ごとに賛否を記入した上で署名し、又は記名押印した書面を、総会の日時の直前のこの組合の業務時間の終了時（理事会が当該書面の提出期限を別に定めるときは、その日時）までにこの組合に提出しなければならない。

- 3 第1項に規定する代理人は、その組合員と同じ世帯に属する成年者、その組合員の使用人又は他の正組合員（法人にあっては、その役員）でなければならない。
- 4 代理人が代理しうる正組合員の数は、4人までとする。
- 5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

（書面による議決権行使の無効）

第46条 前条第1項の規定により書面をもって議決権を行う場合、当該書面が同条第2項に規定する書面の提出期限までにこの組合に到達しないときは無効とする。

（総会の議事録）

第47条 総会の議事について議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印し、又は電子署名をするものとする。

- 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
 - (1) 総会の招集年月日、開催の日時及び場所
 - (2) 正組合員数及びその出席者数
 - (3) 総会の議事の経過の要領
 - (4) 総会の議案別の決議の結果
 - (5) 総会に出席した理事及び監事の氏名
 - (6) 総会の議長の氏名
 - (7) 議事録を作成した理事の氏名

第5章の2 総会の部会

（総会の部会）

第47条の2 この組合は、団体漁業権を有しているときは、総会の決議を経て、当該団体漁業権に係る関係地区ごとに総会の部会を設置し、当該団体漁業権に関し、第39条第1項第7号から第9号までに掲げる事項（同項第8号に掲げる事項にあっては、漁業権行使規則の制定、変更及び廃止に限る。）についての総会の権限を総会の部会に行わせることができる。

- 2 総会の部会は、その部会の設けられる前項の関係地区の区域内に住所又は事業場を有する正組合員で組織するものとする。
- 3 次の事項は、総会の部会を組織する組合員の総数の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。
 - (1) 団体漁業権又はこれらに関する物権の設定、得喪又は変更
 - (2) 漁業権行使規則の制定、変更及び廃止
- 4 総会の部会は、規約で定めるところにより、いつでも開催することができる。
- 5 総会の部会を組織する組合員は、規約で定めるところにより、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。
- 6 第1項から第5項までに規定するもののほか、総会の部会に関し必要な事項は、規約で定める。

第5章の3 総代会

(総代会)

第48条 この組合は、総会に代わるべき総代会を設置するものとする。

- 2 総代は正組合員でなければならない。
- 3 総代の定数は108人とし、次の各区ごとにその区に住所（この組合の地区内に住所を有しない法人にあっては、あらかじめこの組合に届け出た事務所。以下この条において同じ。）のある正組合員がその地区に住所のある正組合員の中から選挙するものとする。

稲取地区	13人	下田地区	31人
南伊豆地区	26人	松崎地区	8人
仁科地区	8人	田子地区	7人
安良里地区	7人	土肥地区	8人

- 4 総代は、附属書総代選挙規程の定めるところにより、正組合員がこれを選挙する。

(総代の任期)

第49条 総代の任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、補欠選挙（定数の増加に伴う場合の補充選挙を含む。）及び法第125条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

- 2 前項の規定による選挙が、総代の全員に係るときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず3年とし、就任の日から起算する。

(議決権等)

第50条 総代は各1個の議決権を有する。

- 2 総代会には、総会に関する規定（総会の部会に関する規定を除く。）を準用する。この場合において、第45条第3項中「その組合員と同じ世帯に属する成年者、その組合員の使用人又は他の正組合員」とあるのは「他の正組合員」と、同条第4項中「4人」とあるのは「1人」と読み替えるものとする。
- 3 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代を選挙し、又は次の各号の事項を決議することはできない。
 - (1) 組合の解散又は合併
 - (2) 事業の全部の譲渡、第2条第3号若しくは第5号の事業（これに附帯する事業を含む。）若しくは共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転
 - (3) 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更
 - (4) 行使規則の制定、変更及び廃止
 - (5) 定款の変更（総代及び総代会に関する事項に限る。）
- 4 総代会において既に決議した事項については、総代会の決議の日から3月以内に開催された総会において、更にこれについて決議することができる。この場合、総会において総代会と異なる決議をしたときは、以後その決議によるものとする。

第6章 理事会

(理事会の招集者)

第51条 理事会は組合長が招集する。

- 2 組合長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が招集する。
- 3 理事は、必要があると認めるときはいつでも、組合長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべきことを請求することができる。
- 4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられないときは、自ら理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第52条 理事会の招集は、その理事会の日の3日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

(理事会の決議事項)

第53条 この組合の組織及び事業の運営につき、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。

- (1) 業務を執行するための方針に関する事項
 - (2) 総会の招集及び総会に付議又は報告すべき事項
 - (3) 役員及び総代の選出に関する事項
 - (4) 参事及び会計主任の任免に関する事項
 - (5) 固定資産の取得又は処分に関する事項
 - (6) リース取引による固定資産の賃借に関する事項
 - (7) 延滞債権の処理の方針に関する事項
 - (8) この組合の事業運営に及ぼす影響が軽微なものと認められる株式の取得、出資又は出
えん
 - (9) 第39条第3項の共済規程の変更に関する事項
 - (10) 行政庁による検査、全国漁業協同組合連合会による監査及び監事による監査の結果に
関する事項
 - (11) 行政庁に提出する業務報告書及び事業計画書
 - (12) この組合の業務及び財産の状況に関する説明書類
 - (13) 不服申立て若しくは訴訟の提起又は和解
 - (14) 前各号に掲げる事項のほか理事会において必要と認めた事項
- 2 組合長は、前項第9号の共済規程の変更を決議したときは、その内容をこの組合の掲
示場に掲示するほか、組合員に対する通知その他の方法により組合員に周知徹底する
ものとする。
 - 3 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、この組合と取引をすることができる。

(理事会の報告事項)

第 54 条 組合長は、次に掲げる事項を定期的に理事会に報告しなければならない。

- (1) 組合員の加入及び脱退の状況
- (2) 取扱高その他この組合の事業の実施状況
- (3) 理事会の決定に係る事項の処理状況
- (4) 余裕金の運用状況
- (5) 子会社等の経営状況
- (6) 内部監査の結果
- (7) 前各号に掲げる事項のほか理事会において必要と認めた事項

(理事会の決議方法及び議長)

第 55 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- 3 組合長は、理事会の議長となる。
- 4 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印するものとする。
- 5 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 理事会の招集年月日、開催の日時及び場所
 - (2) 理事会の議事の経過の要領
 - (3) 理事会の議案別の決議の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
 - (4) 理事会に出席した理事及び監事の氏名
 - (5) 理事会の議長の氏名

第 7 章 業務の執行及び会計

(事業年度)

第 56 条 この組合の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

第 57 条 削除

(員外利用)

第 58 条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第 2 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 9 号から第 12 号まで、第 15 号、第 18 号及び第 21 号の事業並びにこれらの事業に附随する事業を利用させることができる。

- 2 前項の事業の利用にあつては、1 事業年度において組合員及び他の組合の組合員以外の者が利用し得る事業分量の総額は、当該事業年度において組合員及び他の組合の組合員が利用する事業の分量の総額を超えてはならない。ただし、第 2 条第 5 号の事業のうち販売に係るものの利用については、当該事業年度において組合員及び他の組合の組合員が利用する事業分量の総額の 2 倍の額を超えてはならない。
- 3 第 2 条第 11 号又は第 12 号の事業の利用に関する前項の規定の適用については、組合員と世帯を同じくする者は、員外利用分量の計算上これを組合員とみなす。

(共済規程)

第 59 条 この組合は、第 2 条第 1 1 号の事業の実施に当たっては、共済規程の定めるところによるものとする。

(余裕金の運用)

第 60 条 この組合の余裕金は、次の方法によるほか、これを他の目的に運用することができない。

- (1) 信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫又は銀行への預け金
- (2) 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は農林中央金庫及びその他の金融機関の発行する債券の取得
- 2 前項第 1 号の規定による信用漁業協同組合連合会及び農林中央金庫への預け金の合計額は、余裕金総額の 3 分の 2 を下回ってはならない。
- 3 第 1 項第 1 号の規定により余裕金を預け入れる銀行、同項第 2 号の規定により余裕金をもって取得する農林中央金庫が発行する債券以外の金融債券の種類については、総会の決議を経て定めなければならない。

(業務等に関する説明書類の縦覧)

第 60 条の 2 この組合は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、事務所（共済事業以外の事業の用に供される事務所、一時的に設置する事務所及び無人の事務所を除く。）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

第 8 章 剰余金の処分及び損失の処理

(剰余金の処分)

第 61 条 毎事業年度の剰余金から第 2 4 条の規定により準備金に積み立てる金額及び第 2 5 条の規定により繰り越す金額を差し引き、なお残余があるときは、その残余は第 2 6 条の規定による任意積立金若しくは組合員に対する配当金に充て又は繰り越すものとする。

(剰余金の配当)

第 62 条 剰余金の配当は、組合員の払い込んだ出資額に応じてする配当と、組合事業の利用分量の割合に応じてする配当の 2 種類とする。

- 2 払い込んだ出資額に応じてする配当は、事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じてこれをするものとし、その率は年 7 パーセント以内とする。
- 3 事業の利用分量の割合に応じてする配当は、その事業年度内において取り扱ったものの数量、価額その他事業の分量を参酌してこれをする。
- 4 第 2 項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について計算するものとする。
- 5 第 2 7 条第 2 項の規定は、配当金の計算にこれを準用する。

(欠損の処理)

第 63 条 損失の填補は、任意積立金、利益準備金、資本準備金及び特別準備金の順に充てるものとする。

第9章 決算

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

- 第64条** 理事は、事業年度ごとに、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、注記表、事業報告及び附属明細書を作成しなければならない。
- 2 理事は、前項の規定により作成したもの（事業報告及びその附属明細書を除く。）を作成した日から10年間保存しなければならない。
 - 3 第1項の書類については、監事の監査を受けなければならない。
 - 4 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、監査報告を提出しなければならない。
 - (1) 第1項の書類（附属明細書を除く。）の全部を受領した日から4週間を経過した日
 - (2) 附属明細書を受領した日から1週間を経過した日
 - (3) 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日
 - 5 第4項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - (1) 第4項の規定による監査報告を受ける者を定めた場合 当該報告を受ける者として定められた者
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき決算書類を作成した理事
 - 6 第4項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - (1) 第4項の規定による監査報告をすべき監事を定めた場合 当該報告をすべき者として定められた者
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事
 - 7 第3項の規定により監事の監査を受けたものについては、理事会の承認を受けなければならない。
 - 8 理事は、通常総会の招集の通知に際して、組合員に対し前項の承認を受けたもの（監事の監査報告を含む。以下この条において「決算関係書類」という。）を提供しなければならない。
 - 9 理事は、決算関係書類を通常総会に提出し、又は提供しなければならない。
 - 10 理事は、通常総会の日の2週間前から、決算関係書類を5年間主たる事務所に、その写しを3年間従たる事務所に備えて置かなければならない。
 - 11 この組合の組合員及び債権者は、この組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し決算関係書類の閲覧又は謄写若しくは謄抄本の交付（これらの書類が電磁的記録をもって作成されている場合を含む。）を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。
 - 12 この組合の組合員及び債権者は、決算関係書類の謄抄本の交付を請求するときは、この組合の定めた費用を支払うものとする。

(部門別損益の開示等)

- 第65条** 理事は、事業年度ごとに、前条第1項の書類のほか、次の各号に掲げる事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした書類を作成し、これを通常総会に提出しなければならない。
- (1) 共済事業

- (2) 購買事業（第2条第3号に掲げる事業及びこれに附帯する事業をいう。）
 - (3) 販売事業（第2条第5号に掲げる事業のうち販売に係るもの及びこれに附帯する事業をいう。）
 - (4) 製氷冷凍事業（第2条第5号に掲げる事業のうち製氷冷凍に係るもの及びこれに附帯する事業をいう。）
 - (5) 加工事業（第2条第5号に掲げる事業のうち加工に係るもの及びこれに附帯する事業をいう。）
 - (6) 利用事業（第2条第4号に掲げる事業及びこれに附帯する事業をいう。）
 - (7) 漁業自営事業（第2条第16号に掲げる事業及びこれに附帯する事業をいう。）
 - (8) 漁場利用事業（第2条第6号に掲げる事業及びこれに附帯する事業をいう。）
 - (9) 指導事業（第2条第1号、2号、10号、13号及び15号に掲げる事業及びこれに附帯する事業をいう。）
 - (10) 無線事業（第2条第21号に掲げる事業及びこれに附帯する事業をいう。）
 - (11) その他の事業
- 2 前項の規定により通常総会に提出する書類については、あらかじめ、理事会の承認を受けなければならない。

附 則

1. この定款は、平成20年9月1日から実施する。
2. この定款は、平成21年3月31日より施行する。
3. 改正後の第6条の規定は、平成21年4月1日以後における公告の方法から適用し、平成21年3月31日以前の公告の方法については、なお従前の例による。
4. 改正後の第14条及び第16条の規定は、平成20年4月1日の属する事業年度の次の事業年度以後における組合員の脱退から適用し、平成20年4月1日の属する事業年度以前における組合員の脱退については、なお従前の例による。
5. 改正後の第60条の2の規定は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度に係る説明書類から適用するものとする。
6. この定款は、平成24年4月13日より施行する。
7. この定款は、平成28年6月3日より施行する。
8. この定款は、平成29年3月31日より施行する。
9. この定款は、令和2年8月13日より施行する。
10. この定款は、令和4年3月30日より施行する。